

令和元年12月10日

第8回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第 97 号

町道の路線認定について

次のとおり、町道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

日南町長 中村 英明

認定する路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
3238	じやまき 蛇巻線	日南町宮内 よこすながわら 字横砂河原686-2	日南町宮内字上ミ いで いちば たに し 井手ヶ市場ヶ谷ノ下 モ 654-2	



3238 町道 蛇巻線 L=628m

起点) 宮内字横砂河原686-2

終点) 宮内字上ミ井手ヶ市場ヶ谷ノ下モ654-2

議案第 98 号

町道の路線変更について

次のとおり、町道の路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

日南町長 中村 英明

変更する路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
3074	いのほら 井ノ原線	日南町宮内 だいにり ばら 字内裏原968-1	日南町宮内 まつのまえ 字松ノ前754	

を

路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
3074	いのほら 井ノ原線	日南町宮内 だいにり ばら 字内裏原968-1	日南町宮内 おくだて 字奥立2014	

に変更する。



3074 町道 井ノ原線 L=1136.5m

変更前延長L=960m

起点) 宮内字内裏原968-1

変更前終点) 宮内字松ノ前754

変更後終点) 宮内字奥立2014

変更前終点

変更後終点

議案第 99 号

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更することに関し、次のとおり協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

日南町長 中村 英明

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の一部を改正する規約

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約（平成 13 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第15条 審査会の委員及び事務を補助する職員のうち<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u>の報酬の額は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第16条 審査会の委員及び<u>会計年度任用職員</u>が審査会に出席し、又はその他公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第15条 審査会の委員及び事務を補助する職員のうち<u>非常勤特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）</u>の報酬の額は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第16条 審査会の委員及び<u>非常勤職員</u>が審査会に出席し、又はその他公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p>

別表第2（第15条関係）  
報酬

区分	略
審査会の委員	
会計年度任用職員	

別表第3（第16条関係）  
旅費

区分	略
審査会の委員	
会計年度任用職員	

別表第2（第15条関係）  
報酬

区分	略
審査会の委員	
非常勤職員	

別表第3（第16条関係）  
旅費

区分	略
審査会の委員	
非常勤職員	

備考 改正部分は、下線の部分である

附 則

この規約は令和2年4月1日から施行する。

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約変更の趣旨  
と概要

1 趣旨

令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度に移行することに伴い、関係する規定の整備を行うもの。

2 概要

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約に規定される審査会の事務を補助する職員の身分を、現行の非常勤特別職から会計年度任用職員に改めるもの。



## ○鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約

(平成 13 年 4 月 1 日 施行)

改正	平成 13 年 7 月 1 日	平成 13 年 11 月 1 日
	平成 16 年 10 月 1 日	平成 17 年 1 月 1 日
	平成 17 年 3 月 28 日	平成 17 年 3 月 31 日
	平成 19 年 4 月 1 日なし第 1 号	令和 2 年〇月×日

## (設置)

第 1 条 次に掲げる町村、広域連合及び一部事務組合(以下「関係町村等」という。)は、管内の情報公開及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき、共同して鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、南部箕蚊屋広域連合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、日野病院組合

(事務を担当する町村)

第 2 条 広域連合及び一部事務組合を除く関係町村等は、別表第 1 に定める順に審査会の事務を担当するものとする。

2 前項の規定により審査会の事務を担当する関係町村等(以下「幹事町村」という。)が当該事務を担当する期間は、2 年間とする。

(執務場所)

第 3 条 審査会の執務場所は、鳥取県米子市糺町 1 丁目 160 番地 鳥取県西部町村会事務局内とする。

(任務)

第 4 条 審査会は関係町村等の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 関係町村等の情報公開及び個人情報保護の審査に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか第 1 条の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第 5 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから幹事町村の長(以下「幹事長」という。)が、関係町村等の長(以下「関係町村長」という。)に協議して任命するものとする。

- 3 審査会の委員に欠員が生じたときは幹事長は 30 日以内にその旨を関係町村長に通知するとともに、前項の例により当該審査会の委員を任命するものとする。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任を妨げない。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事務を補助する職員)

第 8 条 審査会の事務を補助する職員は、幹事長が関係町村長に協議して任命するものとする。

(守秘義務)

第 9 条 委員及び事務を補助する職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(負担金)

第 10 条 審査会に関する関係町村等の負担金の額は、関係町村長の協議により決定するものとする。

- 2 関係町村等は、前項の決定による負担金を幹事町村に交付しなければならない。
- 3 前項の規定による負担金の交付時期については、関係町村長が協議して定める。

(特定の事務に要する経費)

第 11 条 関係町村等のうち、特定の関係町村等が専ら当該関係町村等のために審査会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該関係町村等は、これに要する経費を、前条第 1 項の規定による負担金とは別に幹事町村に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、次条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(審査会に関する幹事町村の予算)

第12条 審査会に関する幹事町村の予算は、これを特別会計とする。

(審査会に関する幹事町村の決算報告)

第13条 幹事長は、審査会に関する決算を幹事町村の議会の認定に付したときは、当該決算を関係町村長に報告するものとする。

(審査会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第14条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程については、関係町村等は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(報酬)

第15条 審査会の委員及び事務を補助する職員のうち、~~非常勤特別職の職員(以下「非常勤職員」という。)~~ **地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)** **第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)**の報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(費用弁償)

第16条 審査会の委員及び**非常勤職員会計年度任用職員**が審査会に出席し、又はその他公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第3によるほか、幹事町村の一般職の職員の例による。

(審査会の委員の懲戒処分等)

第17条 幹事長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係町村長と協議しなければならない。

(補則)

第18条 この規約に規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、関係町村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月1日)

この規約は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成13年11月1日)

この規約は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日)

この規約は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 1 日)

この規約は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日)

この規約は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日)

この規約は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日なし第 1 号)

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項に規定する幹事町村の担任期間の始期は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

附 則(令和 2 年〇月×日)

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

幹事町村担任順

1	伯耆町	2	日南町	3	大山町
4	日野町	5	南部町	6	日吉津村
7	江府町				

別表第 2(第 15 条関係)

報酬

区分	報酬の額
審査会の委員	日額 8,000 円
非常勤職員会計年度任用職員	年額 12,000 円

別表第3(第16条関係)

旅費

区分	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)
審査会の委員	37円	2,600円
非常勤職員 会計年度任用職員	37円	2,200円

宿泊料 (1夜につき)		食卓料
県外	県内	
13,100円	11,800円	2,600円
10,900円	9,800円	2,200円

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

日南町長 中村 英明

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（会計年度任用職員の給料及び報酬）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料及び報酬は、別表第1に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

2 会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを別表第1に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表に掲げるとおりとする。

3 会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第5条 日南町職員の給与に関する条例（昭和46年日南町条例第10号。以下「給与条例」という。）第5条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第6条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第7条 給与条例第13条第1項、第3項本文及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、町長が規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第8条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において同条第1項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、町長が規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第9条 給与条例第17条第1項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第17条第1項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第14条第1項勤務には含まれないものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第10条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第13条及び第9条の規定により準用する給与条例第14条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第11条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第22条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第12条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、日南町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年日南町条例第40号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第13条 第8条の規定により準用する給与条例第13条及び第9条の規定により準用する給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。



(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、100分の3を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第16条 特殊勤務手当条例第2条第1項から第4項までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の宿直勤務に係る報酬）

第19条 宿直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、宿直勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する宿直勤務に係る報酬の額は、給与条例第17条に規定する宿日直手当に相当する額とする。

3 前項の勤務は、第17条及び第18条の勤務に含まれないものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第20条 第25条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第18条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第22条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第23条 第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額  
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第24条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(外国語指導助手等の報酬)

第25条 第15条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる職に任用されるものの報酬は、当該各号に掲げる額の範囲内とする。

(1) 外国青年招致事業等により任用される外国語指導助手 月額280,000円以上330,000円以下

(2) スクールソーシャルワーカー 時給1,500円以上3,100円以下

2 前項に定めるほか給料及び報酬の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第26条 給与条例第24条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第27条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、日南町職員の旅費に関する条例（昭和46年日南町条例第12号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第3条第1項に規定する給料表における1級に相当するものとする。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号級	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	146,100	231,500	264,200
2	147,200	233,100	266,000
3	148,400	234,600	267,800
4	149,500	236,200	269,900
5	150,600	237,600	271,600
6	151,700	239,300	273,400
7	152,800	240,800	275,200
8	153,900	242,400	277,200
9	154,900	243,500	279,200
10	156,300	245,000	281,200
11	157,600	246,600	283,100
12	158,900	247,900	285,000
13	160,100	249,400	287,000
14	161,600	250,800	288,900
15	163,100	252,100	290,800
16	164,700	253,500	292,600
17	165,900	255,000	294,400
18	167,400	256,500	296,400
19	168,900	258,200	298,500
20	170,400	260,000	300,500
21	171,700	261,600	302,400

22	174,400	263,300	304,500
23	177,000	264,900	306,500
24	179,600	266,500	308,600
25	182,200	268,400	310,300
26	183,900	270,200	312,400
27	185,500	271,900	314,400
28	187,200	273,600	316,400
29	188,700	275,300	318,100
30	190,400	277,000	320,100
31	192,200	278,800	322,200
32	193,900	280,300	324,300
33	195,500	281,800	325,500
34	196,900	283,700	327,500
35	198,400	285,500	329,400
36	199,900	287,400	331,500
37	201,200	289,000	333,400
38	202,500	290,700	335,300
39	203,700	292,500	337,300
40	205,000	294,300	339,200
41	206,300	295,800	341,100
42	207,600	297,500	343,000
43	208,900	299,000	344,800
44	210,200	300,600	346,700
45	211,300	302,200	348,200
46	212,600	303,900	349,600
47	213,900	305,500	351,100
48	215,200	307,200	352,600
49	216,300	308,100	354,200
50	217,400	309,600	355,000
51	218,400	311,100	356,200
52	219,500	312,700	357,200
53	220,600	314,300	358,100
54	221,600	315,900	359,200
55	222,500	317,500	360,100
56	223,500	319,000	361,200
57	223,800	320,500	362,100

58	224,600	321,700	362,800
59	225,400	322,900	363,500
60	226,100	324,100	364,200
61	226,800	324,800	364,600
62	227,800	325,700	365,200
63	228,600	326,500	365,900
64	229,400	327,300	366,600
65	230,100	328,200	366,900
66	230,800	328,600	367,600
67	231,700	329,300	368,300
68	232,700	330,100	369,000
69	233,400	330,900	369,300
70	234,000	331,600	369,900
71	234,500	332,300	370,600
72	235,200	333,000	371,200
73	236,000	333,500	371,500
74	236,600	334,100	372,100
75	237,200	334,600	372,800
76	237,700	335,200	373,400
77	238,400	335,500	373,800
78	239,100	336,000	374,300
79	239,800	336,400	374,900
80	240,300	336,900	375,400
81	240,800	337,300	375,900
82	241,500	337,800	376,500
83	242,200	338,300	377,000
84	242,900	338,800	377,300
85	243,500	339,100	377,700
86	244,200	339,500	378,200
87	244,900	340,000	378,600
88	245,600	340,400	379,000
89	246,100	340,700	379,400
90	246,600	341,100	379,900
91	246,900	341,600	380,300
92	247,300	342,000	380,700
93	247,600	342,200	381,000

94		342,600	
95		343,100	
96		343,500	
97		343,700	
98		344,100	
99		344,500	
100		344,800	
101		345,100	
102		345,500	
103		345,900	
104		346,300	
105		346,800	
106		347,200	
107		347,600	
108		348,000	
109		348,500	
110		348,900	
111		349,200	
112		349,500	
113		350,000	

別表第2 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
2 級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務
3 級	相当高度の知識、技術、経験等を要する職務



議案第101号

会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

次のとおり、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

日南町長 中村 英明

会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例

会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定する。

（日南町職員定数条例の一部改正）

第1条 日南町職員定数条例（昭和34年日南町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定に基づき、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（<u>臨時的任用（緊急の場合において臨時的に任用される職員を除く）</u>、非常勤又は会計年度任用の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定に基づき、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（<u>臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。</u>）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（公益的法人等への日南町職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益的法人等への日南町職員の派遣等に関する条例（平成17年日南町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条<u>      </u>に規定する条件付採用になっている職員(町長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条<u>      </u>に規定する条件付採用になっている職員(別に定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(町長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(別に定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成13年日南町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、日南町と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(臨時<del>的</del>任用(緊急の場合において臨時<del>的に</del>任用される職員を除く)その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、会計年度任用職員及び次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条<u>      </u>に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、日南町と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(臨時<del>的に</del>任用される職員<u>      </u>その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員<u>      </u>及び次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 日南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年日南町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <hr/> <p>を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 日南町職員の分限に関する条例（昭和45年日南町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 日南町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例（昭和45年日南町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日南町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の2第2項の規定に基づき、<u>条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(分限)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条件付採用期間中の職員</u>が次の各号の1に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>日南町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の2第2項の規定に基づき、<u>条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(分限)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条件付採用期間中の職員</u>が次の各号の1に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 日南町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和45年日南町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日南町条例第 号)第17条から第20条に規定する報酬の額を除く。)の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額_____の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 日南町職員の勤務時間、休暇に関する条例(平成6年日南町条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第17条 臨時的任用職員(地方公務員法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)の休暇については、別に定める。</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用された職員をいう。)の勤務時間、休暇等については、別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第17条 臨時的任用職員(地方公務員法第22条_____の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)の休暇については、別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第9条 日南町職員の勤務時間、休暇に関する条例(昭和45年日南町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 削除</p>	<p>(非常勤職員の休暇)</p> <p>第5条 非常勤職員については、前条の規定にかかわらず有給休暇は認めない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成4年日南町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 日南町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行う日として日南町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則(昭和46年日南町規則第13号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給した場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 日南町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行う日として日南町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則(昭和46年日南町規則第13号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給した場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年日南町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																														
<p>別表第1(第2条関係) 報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">選挙管理委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員</td> <td style="text-align: center;">識見を有する者のうちか</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">51,000円</td> </tr> </table>	教育委員会の委員	委員	月額	36,000円	選挙管理委員会の委員	委員長	日額	5,500円	委員	同	5,000円	監査委員	識見を有する者のうちか	月額	51,000円	<p>別表第1(第2条関係) 報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">選挙管理委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員</td> <td style="text-align: center;">識見を有する者のうちか</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">51,000円</td> </tr> </table>	教育委員会の委員	委員	月額	36,000円	選挙管理委員会の委員	委員長	日額	5,500円	委員	同	5,000円	監査委員	識見を有する者のうちか	月額	51,000円
教育委員会の委員	委員	月額	36,000円																												
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	5,500円																												
	委員	同	5,000円																												
監査委員	識見を有する者のうちか	月額	51,000円																												
教育委員会の委員	委員	月額	36,000円																												
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	5,500円																												
	委員	同	5,000円																												
監査委員	識見を有する者のうちか	月額	51,000円																												

	ら選任された委員			
	議会の議員のうちから選任された委員	同	25,500円	
固定資産評価審査委員会の委員	委員長	日額	5,300円	
	委員	同	4,800円	
農業委員会の委員	会長	月額	51,000円	
	会長職務代理者	同	41,000円	
	委員	同	36,000円	
農地利用最適化推進委員		同	36,000円	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
スポーツ推進委員		<u>年額</u>	20,000円	
選挙長		日額	10,600円以内	
投票管理者		同	12,600円以内	
期日前投票管理者		同	11,100円以内	
開票管理者		同	10,600円以内	
投票立会人		同	10,700円以内	
期日前投票立会人		同	9,500円以内	
開票立会人		同	8,800円以内	
選挙立会人		同	8,800円以内	
専門委員及び前各号に掲げる者を除く附属機関の委員その他の構成員	長	同	3,500円	
	その他	同	3,500円	

	ら選任された委員			
	議会の議員のうちから選任された委員	同	25,500円	
固定資産評価審査委員会の委員	委員長	日額	5,300円	
	委員	同	4,800円	
農業委員会の委員	会長	月額	51,000円	
	会長職務代理者	同	41,000円	
	委員	同	36,000円	
農地利用最適化推進委員		同	36,000円	
	<u>交通指導員</u>	<u>年額</u>	<u>38,900円</u>	
スポーツ推進委員		<u>同</u>	<u>20,000円</u>	
選挙長		日額	10,600円以内	
投票管理者		同	12,600円以内	
期日前投票管理者		同	11,100円以内	
開票管理者		同	10,600円以内	
投票立会人		同	10,700円以内	
期日前投票立会人		同	9,500円以内	
開票立会人		同	8,800円以内	
選挙立会人		同	8,800円以内	
専門委員及び前各号に掲げる者を除く附属機関の委員その他の構成員	長	同	3,500円	
	その他	同	3,500円	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南職員の給与に関する条例の一部改正)

第12条 日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与) 第26条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定めるところによる。	(賃金等で雇用する職員の給与) 第26条 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。
(臨時に雇用する者の給与)	(新設)



(日南町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第14条 日南町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日南町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 (略) 2 町が職員(日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)に規定する職員をいい、非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(目的) 第1条 (略) 2 町が職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員をいい、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から適用する。



議案第 102 号

日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

日南町長 中村 英明

日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 34 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
( <u>臨時的任用職員</u> の給与) 第 25 条 <u>地方公務員法第 22 条の 3 第 4 項に定める職員</u> に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。 ( <u>会計年度任用職員の給与</u> ) 第 26 条 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される職員の給与の種類は、次の号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員</u>	( <u>賃金等で雇用する職員</u> の給与) 第 25 条 <u>賃金で雇用する職員</u> _____に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。 (新設)

<p><u>報酬、費用弁償及び期末手当</u>  <u>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に</u>  <u>掲げる職員</u>  <u>給料、住居手当、通勤手当、時間外手当、</u>  <u>休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手</u>  <u>当、宿日直手当、管理職手当及び期末手当</u>  (委任)  第27条 略</p>	<p>(委任)  第26条 略</p>
---	-------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第103号

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町職員の給与に関する条例（昭和46年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の97.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>) を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の92.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の112.5</u>) を乗じて得た額の総額</p>

## 別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	

## 別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	325,300	

	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300		18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	296,400	325,300	354,300
	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100		19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	298,500	327,300	356,100
	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000		20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	300,500	329,300	358,000
	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900		21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>260,500</u>	302,400	331,000	359,900
	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800		22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>262,300</u>	304,500	333,100	361,800
	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800		23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>264,000</u>	306,500	335,100	363,800
	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700		24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>265,700</u>	308,600	337,200	365,700
	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700		25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>267,600</u>	310,300	338,600	367,700
	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600		26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>269,500</u>	312,400	340,500	369,600
	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600		27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>271,300</u>	314,400	342,400	371,600
	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600		28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>273,100</u>	316,400	344,300	373,600
	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100		29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	318,100	345,900	375,100
	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900		30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	320,100	347,800	376,900
	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700		31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	322,200	349,700	378,700
	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300		32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300
	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100		33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100
	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500		34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500
	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000		35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000
	36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	331,500	358,700	386,600		36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	<u>287,400</u>	331,500	358,700	386,600
	37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	333,400	360,100	388,000		37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	<u>289,000</u>	333,400	360,100	388,000
	38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	335,300	361,400	389,200		38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	<u>290,700</u>	335,300	361,400	389,200
	39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	337,300	362,800	390,400		39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	<u>292,500</u>	337,300	362,800	390,400
	40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	339,200	364,200	391,500		40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	<u>294,300</u>	339,200	364,200	391,500

	41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600		41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800		42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	279,500	343,000	366,400	393,800
	43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000		43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100		44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800		45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500		46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
	47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200		47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900		48	<u>213,700</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500		49	<u>214,800</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100		50	<u>215,900</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600		51	<u>216,900</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000		52	<u>218,000</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400		53	<u>219,100</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700		54	<u>220,100</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000		55	<u>221,000</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300		56	<u>222,000</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700	402,600		57	<u>222,400</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300	402,900		58	<u>223,300</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900	403,200		59	<u>224,100</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600	403,500		60	<u>224,900</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600	403,500
	61	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000	403,800		61	<u>225,600</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000	403,800
	62	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700	404,100		62	<u>226,600</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700	404,100
	63	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300	404,400		63	<u>227,400</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300	404,400
	64	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	327,300	366,600	382,900	404,700		64	<u>228,300</u>	<u>281,000</u>	327,300	366,600	382,900	404,700

	65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		65	<u>229,000</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
	66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		66	<u>229,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
	67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		67	<u>230,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
	68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		68	<u>231,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
	69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	<u>232,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
	70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	<u>233,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
	71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	<u>233,700</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
	72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	<u>234,500</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
	73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	<u>235,300</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
	74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	<u>236,000</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
	75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	<u>236,700</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
	76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	<u>237,300</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
	77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		77	<u>238,000</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
	78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		78	<u>238,800</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
	79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		79	<u>239,600</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		84	242,900	292,800	338,800	377,300	390,800	410,000
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	

	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600					94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100					95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500					96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700					97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100					98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500					99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800					100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100					101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500					102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900					103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300					104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800					105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200					106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600					107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000					108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500					109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900					110		299,900	348,900				



	111		300,300	349,200					111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500					112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000					113		300,800	350,000				
	114		301,000						114		301,000					
	115		301,300						115		301,300					
	116		301,700						116		301,700					
	117		301,900						117		301,900					
	118		302,100						118		302,100					
	119		302,400						119		302,400					
	120		302,700						120		302,700					
	121		303,100						121		303,100					
	122		303,300						122		303,300					
	123		303,600						123		303,600					
	124		303,900						124		303,900					
	125		304,200						125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100		再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289700	315,100

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

第2条 日南町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、<u>当該各号に定める額の合計額</u>)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え</p>

<p>てはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の95</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>てはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の97.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の117.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(次条において「改正後の給与条例」という。)は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第10条の3により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居(貸間も含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員は除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第10条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第10条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

議案第104号

日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

日南町長 中村 英明

日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日南町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第4章 災害援護資金の貸付け (償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、 <u>半年賦償還又は月賦償還</u> とする。 2 (略) 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び法附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u> 4 (略)	第4章 災害援護資金の貸付け (償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。 2 (略) 3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u> 4 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から適用する。

## 令和元年度日南町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度日南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,091,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		10,154	△1,200	8,954
	1 分担金	3,800	△1,200	2,600
14 国庫支出金		740,985	4,380	745,365
	1 国庫負担金	185,528	175	185,703
	2 国庫補助金	554,642	3,519	558,161
	3 委託金	815	686	1,501
15 県支出金		1,225,357	△7,178	1,218,179
	1 県負担金	91,293	37	91,330
	2 県補助金	985,639	△8,228	977,411
	3 委託金	148,425	1,013	149,438
19 繰越金		52,782	59,990	112,772
	1 繰越金	52,782	59,990	112,772
20 諸収入		277,582	△620	276,962
	7 雑入	67,433	△620	66,813
21 町債		1,799,888	5,500	1,805,388
	1 町債	1,799,888	5,500	1,805,388
歳入	合 計	8,030,465	60,872	8,091,337

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		71,449	13	71,462
	1 議会費	71,449	13	71,462
2 総務費		1,630,762	30,954	1,661,716
	1 総務管理費	1,539,758	29,387	1,569,145
	2 徴税費	39,389	1,338	40,727
	3 戸籍住民基本台帳費	18,877	406	19,283
	5 統計調査費	2,780	△177	2,603
3 民生費		1,167,245	13,716	1,180,961
	1 社会福祉費	805,776	1,462	807,238
	2 児童福祉費	270,352	△3,668	266,684
	3 生活保護費	91,117	15,922	107,039
4 衛生費		986,260	758	987,018
	1 保健衛生費	332,524	640	333,164
	2 清掃費	230,238	118	230,356
6 農林水産業費		2,159,926	△4,655	2,155,271
	1 農業費	904,858	△30	904,828
	2 林業費	1,255,068	△4,625	1,250,443
7 商工費		97,231	451	97,682
	1 商工費	97,231	451	97,682
8 土木費		428,745	18,590	447,335
	2 道路橋梁費	377,614	18,590	396,204
10 教育費		496,720	1,045	497,765
	5 社会教育費	193,983	1,045	195,028
歳 出	合 計	8,030,465	60,872	8,091,337

## 第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	1126 公共土木施設災害復旧事業	25,000



### 第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	1,334,100	証 書 借 入 又は証券発行	10%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府その他の資金の借 入れについては、その 融資条件による。 ただし書当初に同じ	1,339,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ



**令和元年度日南町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	10,154	△1,200	8,954
14 国庫支出金	740,985	4,380	745,365
15 県支出金	1,225,357	△7,178	1,218,179
19 繰越金	52,782	59,990	112,772
20 諸収入	277,582	△620	276,962
21 町債	1,799,888	5,500	1,805,388
歳入合計	8,030,465	60,872	8,091,337

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	71,449	13	71,462				13
2 総務費	1,630,762	30,954	1,661,716	△177			31,131
3 民生費	1,167,245	13,716	1,180,961	898			12,818
4 衛生費	986,260	758	987,018		500		258
6 農林水産業費	2,159,926	△4,655	2,155,271	△7,038	5,000	△1,820	△797
7 商工費	97,231	451	97,682				451
8 土木費	428,745	18,590	447,335	3,519			15,071
10 教育費	496,720	1,045	497,765				1,045
歳 出 合 計	8,030,465	60,872	8,091,337	△2,798	5,500	△1,820	59,990

2 (一般会計)

## 2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 農林水産業費分担金	3,500	△1,200	2,300	2 林業費分担金	△1,200	県単治山事業費分担金 △1,200
計	3,800	△1,200	2,600			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

3 民生費国庫負担金	185,382	175	185,557	2 児童福祉費負担金	175	児童手当給付費負担金 175
計	185,528	175	185,703			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

8 土木費国庫補助金	75,530	3,519	79,049	2 道路橋梁費補助金	3,519	道路改良事業費補助金 3,519
計	554,642	3,519	558,161			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

3 民生費委託金	645	686	1,331	1 社会福祉費委託金	686	国民年金事務費委託金 686
計	815	686	1,501			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

3 民生費県負担金	91,220	37	91,257	2 児童福祉費負担金	37	児童手当給付費負担金 37
計	91,293	37	91,330			

## (款) 15 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 農林水産業費県補助金	790,104	△8,228	781,876	2 林業費補助金	△8,228	社会保険加入促進対策事業費補助金 162 有害鳥獣対策事業費補助金 650 県単治山事業費補助金 △9,040
計	985,639	△8,228	977,411			

## (款) 15 県支出金

## (項) 3 委託金

2 総務費委託金	28,125	△177	27,948	5 統計調査費委託金	△177	指定統計調査委託金 △177
6 農林水産業費委託金	14,503	1,190	15,693	1 農業費委託金	1,190	県営基盤整備事業委託金 1,190
計	148,425	1,013	149,438			

## (款) 19 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	52,782	59,990	112,772	1 繰越金	59,990	前年度繰越金 59,990
計	52,782	59,990	112,772			

## (款) 20 諸収入

## (項) 7 雑入

5 雑入	67,433	△620	66,813	90 雑入	△620	雑入[特定財源] △620
計	67,433	△620	66,813			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
12 過疎債	1,500,000	5,500	1,505,500	1 過疎債	5,500	過疎対策事業債 5,500
計	1,799,888	5,500	1,805,388			



### 3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	71,449	13	71,462				13	2 給料	13	議会活動	13
計	71,449	13	71,462				13				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	278,387	17,000	295,387				17,000	2 給料	6,500	一般管理事務	18,000
								3 職員手当等	3,500	職員健康福利厚生事業	△1,000
								4 共済費	2,100		
								7 賃金	5,600		
								8 報償費	△1,000		
								14 使用料及び賃借料	300		
3 財政管理費	71	4,795	4,866				4,795	25 積立金	4,795	財政管理事務	4,795
5 財産管理費	51,119	3,000	54,119				3,000	11 需用費	3,000	町有財産整備管理事務	3,000
8 電子計算費	93,597	3,926	97,523				3,926	11 需用費	243	電算管理運営事務	3,926
								13 委託料	3,533		
								14 使用料及び賃借料	150		
10 諸費	1,074,718	666	1,075,384				666	2 給料	255	地方振興負担金管理事務	411
								19 負担金補助及び交付金	411	タウンズネット管理運営事務	255
計	1,539,758	29,387	1,569,145				29,387				

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 税務総務費	33,150	1,338	34,488				1,338	2 給料	1,048	税務総務一般管理事務	1,338
								3 職員手当等	200		
								4 共済費	90		
計	39,389	1,338	40,727				1,338				

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	18,877	406	19,283				406	18 備品購入費	406	旅券発行事務	406
計	18,877	406	19,283				406				

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

2 指定統計費	2,780	△177	2,603	△177				1 報酬	△356	指定統計調査事務	△177
								9 旅費	△25		
								11 需用費	182		
								12 役務費	16		
								14 使用料及び賃借料	6		
計	2,780	△177	2,603	△177							

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	364,178	△1,488	362,690				△1,488	2 給料	△3,500	民生一般管理事務（福祉保健課）	△4,894
								4 共済費	△1,400	障害者自立支援制度運営事業	2,775
								14 使用料及び賃借料	6	地域生活支援事業	287
								20 扶助費	120	生活困窮者自立支援事業	344
								23 償還金利子及び割引料	3,286		
3 老人福祉費	389,217	2,242	391,459				2,242	13 委託料	1,370	高齢者いきがい促進事業	186
								19 負担金補助及び交付金	513	老人福祉施設入所措置事業	1,370
								23 償還金利子及び割引料	186	介護保険事業	173
								28 繰出金	173	後期高齢者医療に係る事務	513
4 老人福祉施設費	4,693	22	4,715				22	14 使用料及び賃借料	22	高齢者生活福祉センター管理運営事務	22
6 国民年金事務費	7,266	686	7,952	686				13 委託料	686	国民年金取扱事務	686
計	805,776	1,462	807,238	686			776				

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	100,898	1,067	101,965	212			855	20 扶助費	250	児童手当支給事務	250
								23 償還金利子及び割引料	817	母子父子福祉事務 地域子育て支援事業	125 692
2 保育園費	169,454	△4,735	164,719				△4,735	2 給料	△4,630	保育園管理運営事務	△4,735
								4 共済費	△105		
								7 賃金	△393		
								9 旅費	305		
								14 使用料及び賃借料	88		
計	270,352	△3,668	266,684	212			△3,880				

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	22,630	15,922	38,552				15,922	3 職員手当等	73	生活保護総務費	15,922
								23 償還金利子及び割引料	15,849		
計	91,117	15,922	107,039				15,922				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	63,322	52	63,374				52	3 職員手当等	52	健康福祉センター管理運営事務	52
3 健康対策費	23,271	88	23,359				88	23 償還金利子及び割引料	88	母子健診相談指導事業	88
4 環境衛生費	223,388	500	223,888		500			19 負担金補助及び交付金	500	井戸水等安定確保推進事業	500
計	332,524	640	333,164		500		140				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

1 塵芥処理費	188,916	118	189,034				118	2 給料	18	塵芥処理事業	118
								3 職員手当等	100		
計	230,238	118	230,356				118				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

2 農業総務費	107,626	△6,600	101,026			△620	△5,980	4 共済費	△1,200	農業後継者育成対策事業	△6,600
								7 賃金	△5,400		
3 農業振興費	495,015	1,320	496,335	650			670	8 報償費	1,320	鳥獣被害対策事業	1,320
4 畜産業費	14,387	25	14,412				25	12 役務費	25	畜産振興対策事業	25
5 農地費	257,236	5,192	262,428	1,190			4,002	4 共済費	65	農用地総合整備事業	1,190
								7 賃金	455		
								11 需用費	120	国土調査事業	
								13 委託料	530		

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								14 使用料及び賃借料	20	
								15 工事請負費	4,000	
								19 負担金補助及び交付金	2	
6 山村振興費	18,824	33	18,857				33	13 委託料	33	山村振興一般対策事務 33
計	904,858	△30	904,828	1,840		△620	△1,250			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業総務費	49,158	325	49,483	162			163	19 負担金補助及び交付金	325	林業一般管理事務 325
2 林業振興費	991,832	304	992,136				304	2 給料	121	町造林事業 197
								3 職員手当等	76	日南町林業成長産業化モデル事業 107
								9 旅費	107	
3 林道費	213,653	△5,254	208,399	△9,040	5,000	△1,200	△14	3 職員手当等	46	治山事業 △10,300
								13 委託料	5,000	林道新設改良事業 5,046
								15 工事請負費	△8,900	
								17 公有財産購入費	△2,020	
								22 補償補填及び賠償金	620	
計	1,255,068	△4,625	1,250,443	△8,878		△1,200	453			

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 商工総務費	65,481	451	65,932				451	9 旅費	416	企業支援対策事業	451
								12 役務費	35		
計	97,231	451	97,682				451				

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	4,500	△365	4,135				△365	13 委託料	△365	道路橋梁事業	△365
2 道路維持費	294,560	18,281	312,841	3,519			14,762	11 需用費	2,025	道路維持管理事業	18,281
								13 委託料	△1,084		
								15 工事請負費	22,500		
								18 備品購入費	△5,160		
3 道路新設改良費	61,554	674	62,228				674	2 給料	175	道路新設改良事業	674
								3 職員手当等	499		
計	377,614	18,590	396,204	3,519			15,071				

## (款) 8 土木費

## (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	16,439	0	16,439					11 需用費	0	県営住宅維持管理事務	
計	16,439	0	16,439								

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	29,630	945	30,575				945	1 報酬	945	生涯教育総合推進事業	945
4 図書館費	28,175	84	28,259				84	3 職員手当等	69	図書館管理運営事務	84
								4 共済費	15		
5 美術館費	11,531	16	11,547				16	3 職員手当等	16	美術館管理運営事務	16
計	193,983	1,045	195,028				1,045				



## 補正予算給与費明細書

### 1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期末手当	調整手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補正額	長 等										
	議 員										
	その他	20	589					589		589	
	計	20	589					589		589	
補正前 の 額	長 等	3		24,360	8,162			32,522	6,228	38,750	
	議 員	10	28,289		9,403			37,692	10,896	48,588	
	その他	636	24,429				280	24,709		24,709	
	計	649	52,718	24,360	17,565		280	94,923	17,124	112,047	
合 計	長 等	3		24,360	8,162			32,522	6,228	38,750	
	議 員	10	28,289		9,403			37,692	10,896	48,588	
	その他	656	25,018				280	25,298		25,298	
	計	669	53,307	24,360	17,565		280	95,512	17,124	112,636	

(A表)

## 補正予算給与費明細書

## 2. 一般職

## (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	83(1)			4,631	4,631		4,631	
補正前の額	84(1)		293,988	172,485	466,473	95,719	562,192	
合 計	87(1)		293,988	177,116	471,104	95,719	566,823	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額					1,927	2,704	
	補正前の額	11,766	3,255	7,981	9,000	69,195	47,420	7,850
	合 計	11,766	3,255	7,981	9,000	71,122	50,124	7,850
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	管理職特別勤務手当	特殊勤務手当			計
	補 正 額							4,631
	補正前の額	1,468	11,700		2,850			172,485
	合 計	1,468	11,700		2,850			177,116

※( )内は、再任用職員の人数の別計

(B表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	増減額	説 明	増減額	備 考
職員手当	4,631	人事異動及び制度改正による増減分	4,631	人事異動及び制度改正による増減分	4,631	

(C表)

## 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込に関する調書

		(一般会計)				(単位 千円)
区	分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債		5,989,426	6,899,457	[5,500] 1,770,288	578,407	[5,500] 8,091,338
①	土 木	90,797	197,830	0	21,067	176,763
②	衛 生	30,286	26,049	0	4,257	21,792
③	農 林 水 産	23,967	10,402	0	8,172	2,230
④	公 有 林	13,932	9,167	0	4,844	4,323
⑤	防 災	89,745	234,261	173,800	6,392	401,669
⑥	学 校	40,050	33,654	0	6,505	27,149
⑦	過 疎	4,011,149	4,650,026	[5,500] 1,334,100	352,276	[5,500] 5,631,850
⑧	過疎地域自立促進	568,929	621,874	165,900	50,765	737,009
⑨	臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩	地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪	減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,120,571	1,116,194	96,488	124,129	1,088,553
⑫	総 務	0	0	0	0	0

(一般会計)

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	62,253	63,262	29,600	12,856	80,006
① 土 木	62,253	63,262	29,600	12,856	80,006
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			5,500		5,500
補 正 前 の 額			1,799,888	591,263	8,171,344
合 計	6,051,679	6,962,719	1,805,388	591,263	8,176,844

議案第106号

## 令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ628,487千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中村英明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		0	1,320	1,320
	2 国庫補助金	0	1,320	1,320
4 県支出金		450,053	9,055	459,108
	3 県負担金・補助金	450,053	9,055	459,108
8 繰入金		66,013	320	66,333
	2 基金繰入金	14,922	320	15,242
歳入合計		617,792	10,695	628,487

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,529	1,320	20,849
	1 総務管理費	17,728	1,320	19,048
2 保険給付費		443,698	9,055	452,753
	1 療養諸費	380,108	2,343	382,451
	2 高額療養費	61,600	6,712	68,312
7 諸支出金		628	320	948
	1 償還金及び還付加算金	456	320	776
歳 出	合 計	617,792	10,695	628,487





**令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	0	1,320	1,320
4 県支出金	450,053	9,055	459,108
8 繰入金	66,013	320	66,333
歳入合計	617,792	10,695	628,487

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	19,529	1,320	20,849	1,320			
2 保険給付費	443,698	9,055	452,753	9,055			
7 諸支出金	628	320	948			320	
歳 出 合 計	617,792	10,695	628,487	10,375		320	

2 (国保会計)

## 2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 国民健康保険制度関係業務 事業費補助金	0	231	231	1 国民健康保険制度関係 業務事業費補助金	231	
9 社会保障・税番号制度シス テム整備費補助金	0	1,089	1,089	1 社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	1,089	
計	0	1,320	1,320			

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	450,053	9,055	459,108	1 保険給付費等交付金 (普通交付金)	9,055	普通交付金	9,055
計	450,053	9,055	459,108				

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金繰入金	14,922	320	15,242	1 国保財政調整基金繰入金	320	国保財政調整基金繰入金	320
計	14,922	320	15,242				

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	17,728	1,320	19,048	1,320				13 委託料	1,320	国保事業一般管理事務	1,320
計	17,728	1,320	19,048	1,320							

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

2 退職被保険者等療養給付費	1,200	2,343	3,543	2,343				19 負担金補助及び交付金	2,343	保険給付事業	2,343
計	380,108	2,343	382,451	2,343							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	60,700	6,000	66,700	6,000				19 負担金補助及び交付金	6,000	保険給付事業	6,000
2 退職被保険者等高額療養費	500	712	1,212	712				19 負担金補助及び交付金	712	保険給付事業	712
計	61,600	6,712	68,312	6,712							

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者保険税還付金	423	320	743			320		23 償還金利子及び割引料	320	保険税過誤納還付金管理	320
計	456	320	776			320					

## 令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ965,988千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明



## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		152,941	160	153,101
	1 一般会計繰入金	152,941	160	153,101
歳入	合計	965,828	160	965,988

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地域支援事業費		101,260	160	101,420
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	64,508	59	64,567
	2 一般介護予防事業費	14,635	22	14,657
	3 包括的支援事業・任意事業	11,452	79	11,531
歳 出	合 計	965,828	160	965,988



**令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 繰入金	152,941	160	153,101
歳入合計	965,828	160	965,988

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5 地域支援事業費	101,260	160	101,420				160
歳 出 合 計	965,828	160	965,988				160

## 2 歳 入

(款) 10 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 その他一般会計繰入金	35,961	160	36,121	1 職員給与費等繰入金	160	職員給与費等繰入金 160
計	152,941	160	153,101			

### 3 歳 出

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 介護予防ケアマネジメント事業費	14,899	59	14,958				59	3 職員手当等	59	介護予防ケアマネジメント事業	59
								13 委託料	△100		
								19 負担金補助及び交付金	100		
計	64,508	59	64,567				59				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	14,635	22	14,657				22	2 給料	19	介護予防普及啓発事業	22
								19 負担金補助及び交付金	3		
計	14,635	22	14,657				22				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	9,388	79	9,467				79	3 職員手当等	79	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	79
計	11,452	79	11,531				79				



## 補正予算給与費明細書

## 1. 一般職

## (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額			19	138	157		157	
補正前の額	5(2)	0	22,602	10,533	33,135	6,854	39,989	
合 計	5(2)	0	22,621	10,671	33,292	6,854	40,146	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額						138	
	補正前の額	378	294	678	1,068	4,716	3,279	120
	合 計	378	294	678	1,068	4,716	3,417	120
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額							138
	補正前の額							10,533
	合 計	0						10,671

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	19	1. 制度改正による増減分	19 (1) 給与改定による増	
職員手当	138	1. 制度改正による増減分	138 (1) 給与改定による増	

(B表)

## 令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度日南町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,523千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		48,814	13	48,827
	1 他会計繰入金	48,814	13	48,827
歳入	合計	102,510	13	102,523

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 サービス事業費		38,870	13	38,883
	2 居宅介護支援事業費	9,653	13	9,666
歳 出	合 計	102,510	13	102,523



**令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	48,814	13	48,827
歳入合計	102,510	13	102,523



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 サービス事業費	38,870	13	38,883				13
歳 出 合 計	102,510	13	102,523				13

## 2 歳 入

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	48,814	13	48,827	1 一般会計繰入金	13	一般会計繰入金 13
計	48,814	13	48,827			

### 3 歳 出

(款) 2 サービス事業費

(項) 1 居宅介護事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 居宅介護事業費	29,217	0	29,217					11 需用費	△121	居宅介護事業
								13 委託料	121	
計	29,217	0	29,217							

(款) 2 サービス事業費

(項) 2 居宅介護支援事業費

1 居宅介護支援事業費	9,653	13	9,666				13	3 職員手当等	13	居宅介護支援事業	13
計	9,653	13	9,666				13				

## 補正予算給与費明細書

## 1. 一般職

## (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額				13	13		13	
補正前の額	1	0	3,426	1,558	4,984	1,105	6,089	
合 計	1	0	3,426	1,571	4,997	1,105	6,102	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額						13	
	補正前の額		231			775	552	
	合 計	0	231	0	0	775	565	0
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額							13
	補正前の額							1,558
	合 計	0						1,571

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	13	1. 制度改正による 増減分	13 (1) 給与改定による増	13

(B表)

## 令和元年度 日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度日南町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（4）主な建設改良事業            水道改良事業            7,018千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入 （既 予 算 額）	入 （補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 簡易水道事業収益	176,962 千円	1,657 千円	178,619 千円
第1項 営業収益	69,624 千円	24 千円	69,648 千円
第2項 営業外収益	107,338 千円	1,633 千円	108,971 千円

（科 目）	支 出 （既 予 算 額）	出 （補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 簡易水道事業費用	145,723 千円	4,609 千円	150,332 千円
第1項 営業費用	125,664 千円	4,609 千円	130,273 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条括弧を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 67,326千円は、当年度損益勘定留保資金 28,152千円及び引継金39,174千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 予 算 額)	収 入 (補 正 予 算 額)	( 計 )
第1款 資本的収入	1,270 千円	4,437 千円	5,707 千円
第1項 負担金等	1,270 千円	4,437 千円	5,707 千円

  

(科 目)	(既 予 算 額)	支 出 (補 正 予 算 額)	( 計 )
第1款 資本的支出	67,411 千円	5,622 千円	73,033 千円
第1項 建設改良費	1,396 千円	5,622 千円	7,018 千円

(議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費)

第5条 予算第6条中、職員給与費 「10,573千円」を「10,608千円」に改める。

令和元年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 予算に関する説明書

- (1) 令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
- (2) 令和元年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー・・・・・・・・ (3)
- (3) 補正予算給与費明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)

### 参 考 資 料

- ①令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)



1 (簡易水道事業会計)

令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画  
 〈収益的収入及び支出〉

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道事業収益			176,962	1,657	178,619
	1. 営業収益		69,624	24	69,648
		2. その他営業収益	265	24	289
	2. 営業外収益		107,338	1,633	108,971
		5. 雑収益	2,602	1,633	4,235

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道事業費用			145,723	4,609	150,332
	1. 営業費用		125,664	4,609	130,273
		1. 原水及び浄水費	12,475	2,613	15,088
		2. 配水及び給水費	1,784	1,678	3,462
		3. 総係費	26,199	318	26,517

〈資本的収入及び支出〉

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的収入			1,270	4,437	5,707
	1. 負担金等		1,270	4,437	5,707
		1. 工事負担金等	1,270	4,437	5,707

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			67,411	5,622	73,033
	1. 建設改良費		1,396	5,622	7,018
		1. 水道改良事業費	1,396	5,622	7,018

2 (簡易水道事業会計)

3 (簡易水道事業会計)

令和元年度日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書  
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	30,898	△2,952	27,946
業務活動によるキャッシュ・フロー	159,654	△2,952	156,702
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△1,453	△5,622	△7,075
2 固定資産取得又は改良のための負担金収入	1,175	4,437	5,612
投資活動によるキャッシュ・フロー	△278	△1,185	△1,463
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	△65,842	0	△65,842
IV 現金及び現金同等物の増加額	93,534	△4,137	89,397
VI 現金及び現金同等物の期末残高	166,713	△4,137	162,576

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補正前 の額	損益勘定支弁職員	2		5,643		3,166	8,809	1,764	10,573
	資本勘定支弁職員								
	合 計	2		5,643		3,166	8,809	1,764	10,573
補正額	損益勘定支弁職員			9		26	35		35
	資本勘定支弁職員								
	合 計			9		26	35		35
合計	損益勘定支弁職員	2		5,652		3,192	8,844	1,764	10,608
	資本勘定支弁職員								
	合 計	2		5,652		3,192	8,844	1,764	10,608

(A表)

手当の内容	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	宿日直手当	時間外勤務手当
	補正前	240		86	180	1,301	919	240		200
	補正後						26			
	合 計	240		86	180	1,301	945	240		200
	区 分	管理職員特別 勤務手当	特殊勤務手当							合 計
	補正前									3,166
	補正後									26
	合 計									3,192

(B表)

5 (簡易水道事業会計)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	9	1. 制度改正による増分	(1) 給与改定による増	給料表の改定によるもの
手当	26	1. 制度改正による増分	(1) 給与改定による勤勉手当の増	

(C表)

(参考資料①)

令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書  
 (収益的収入及び支出)

収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 簡易水道事業収益	176,962	1,657	178,619			
1. 営業収益	69,624	24	69,648			
2. その他営業収益	265	24	289			
				手数料	24	督促手数料の増
2. 営業外収益	107,338	1,633	108,971			
5. 雑収益	2,602	1,633	4,235			
				その他雑収益	1,633	災害共済金(茶屋)

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 簡易水道事業費用	145,723	4,609	150,332			
1. 営業費用	125,664	4,609	130,273			
1. 原水及び浄水費	12,475	2,613	15,088			
				修繕費	2,613	施設設備等修繕費の増
2. 配水及び給水費	1,784	1,678	3,462			
				修繕費	1,678	管路等修繕費の増
3. 総係費	26,199	318	26,517			
				給料	9	給与改定による増
				手当	26	〃
				印刷製本費	19	検針用紙印刷代の増
				通信運搬費	263	遠方監視通信初期費用の増等
				退職手当組合負担金	1	本給改定に伴う増

6 (簡易水道事業会計)

## 7 (簡易水道事業会計)

令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書  
(資本的収入及び支出)

## 収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的収入	1,270	4,437	5,707			
1. 負担金等	1,270	4,437	5,707			
1. 工事負担金等	1,270	4,437	5,707			
				工事負担金等	4,437	支障移転工事にかかる県補償費

## 支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的支出	67,411	5,622	73,033			
1. 建設改良費	1,396	5,622	7,018			
1. 水道改良事業費	1,396	5,622	7,018			
				委託料	234	配水管支障移転工事設計委託料
				工事請負費	5,388	配水管支障移転工事費

## 令和元年度 日南町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度日南町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（4）主な建設改良事業                      管路建設改良事業                      14,689千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入 （既 予 算 額）	入 （補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業収益	190,638 千円	10 千円	190,648 千円
第1項 営業収益	75,094 千円	10 千円	75,104 千円

（科 目）	支 出 （既 予 算 額）	出 （補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	184,628 千円	28 千円	184,656 千円
第1項 営業費用	165,937 千円	28 千円	165,965 千円



(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条括弧を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 73,066千円は、当年度損益勘定留保資金47,732千円及び引継金25,334千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既予算額)	収 (補正予算額)	入 (補正予算額)	(計)
第1款 資本的収入	24,874 千円		2,043 千円	26,917 千円
第1項 負担金等	3,304 千円		2,043 千円	5,347 千円
(科目)	(既予算額)	支 (補正予算額)	出 (補正予算額)	(計)
第1款 資本的支出	97,472 千円		2,511 千円	99,983 千円
第1項 建設改良費	12,178 千円		2,511 千円	14,689 千円

(議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費)

第5条 予算第7条中、職員給与費「12,745千円」を「12,773千円」に改める。

令和元年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 予算に関する説明書

- (1) 令和元年度 日南町下水道事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
- (2) 令和元年度 日南町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー・・・・・・・・ (3)
- (3) 補正予算給与費明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)

### 参考資料

- ①令和元年度 日南町下水道事業会計予算の見積書・・・・・・・・ (6)

## 1 (下水道事業会計)

令和元年度 日南町下水道事業会計予算実施計画  
〈収益的収入及び支出〉

## 収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業収益			190,638	10	190,648
	1. 営業収益		75,094	10	75,104
		2. その他営業収益	25	10	35

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費用			184,628	28	184,656
	1. 営業費用		165,937	28	165,965
		1. ポンプ場費	5,340	△108	5,232
		2. 処理場費	57,994	108	58,102
		3. 総係費	18,448	28	18,476

〈資本的収入及び支出〉

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的収入			24,874	2,043	26,917
	4. 負担金等		3,304	2,043	5,347
		2. 工事負担金等	2,070	2,043	4,113

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			97,472	2,511	99,983
	1. 建設改良費		20,878	2,511	23,389
		1. 管路建設改良費	12,178	2,511	14,689

2 (下水道事業会計)

## 3 (下水道事業会計)

令和元年度日南町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書  
 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	(単位：千円)		
	補正前の額	補正額	計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	10,902	△18	10,884
業務活動によるキャッシュ・フロー	63,965	△18	63,947
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△19,332	△2,511	△21,843
2 固定資産取得又は改良のための負担金収入	5,161	2,043	7,204
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,171	△468	△14,639
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57,294	0	△57,294
IV 現金及び現金同等物の増加額	△7,500	△486	△7,986
VI 現金及び現金同等物の期末残高	184,197	△486	183,711

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補正前 の額	損益勘定支弁職員	1		6,523		4,101	10,624	2,121	12,745
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1		6,523		4,101	10,624	2,121	12,745
補正額	損益勘定支弁職員					28	28		28
	資本勘定支弁職員								
	合 計					28	28		28
合 計	損益勘定支弁職員	1		6,523		4,129	10,652	2,121	12,773
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1		6,523		4,129	10,652	2,121	12,773

(A表)

手 当 の 内 容	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	宿日直手当	時間外勤務手当
	補正前	360	174		480	1,573	1,094	420		
	補正後						28			
	合 計	360	174		480	1,573	1,122	420		
	区 分	管理職員特別 勤務手当	特殊勤務手当							合 計
	補正前									4,101
	補正後									28
	合 計									4,129

(B表)

5 (下水道事業会計)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
手当	28	1. 制度改正による増分	(1) 給与改定による勤勉手当の増	

(C表)

(参考資料①)

令和元年度 日南町下水道事業会計予算の見積書  
 〈収益的収入及び支出〉

収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 下水道事業収益	190,638	10	190,648			
1. 営業収益	75,094	10	75,104			
2. その他営業収益	25	10	35			
				手数料	10	督促手数料の増

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 下水道事業費用	184,628	28	184,656			
1. 営業費用	165,937	28	165,965			
1. ポンプ場費	5,340	△108	5,232			
				通信運搬費	△108	通信料の減
2. 処理場費	57,994	108	58,102			
				通信運搬費	108	通信料の増
3. 総係費	18,448	28	18,476			
				手当	28	給与改定による増

6 (下水道事業会計)



## 7 (下水道事業会計)

令和元年度 日南町下水道事業会計予算の見積書  
(資本的収入及び支出)

## 収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的収入	24,874	2,043	26,917			
4. 負担金等	3,304	2,043	5,347			
2. 工事費負担金	2,070	2,043	4,113			
				工事負担金	2,043	支障移転工事にかかる県補償費

## 支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的支出	97,472	2,511	99,983			
1. 建設改良費	20,878	2,511	23,389			
1. 管路建設改良費	12,178	2,511	14,689			
				工事請負費	2,511	管路支障移転工事費

議案 第111号

令和元年度 日南町病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度日南町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（2）年 間 患 者 数 入 院 20,205 人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		収 入	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
		（既 予 算 額）		
第1款 病院事業	収 益	1,159,518 千円	2,100 千円	1,161,618 千円
第1項 医 業	収 益	676,076 千円	2,100 千円	678,176 千円
		支 出	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
		（既 予 算 額）		
第1款 病院事業	費 用	1,159,518 千円	2,100 千円	1,161,618 千円
第1項 医 業	費 用	1,145,416 千円	2,100 千円	1,147,516 千円

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の通り定める。

事 項	期 間	限 度 額
経営コンサルタント委託料	令和2年度	3,900千円

令和元年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 予算に関する説明書

- ( 1 ) 令和 元年度 日南町病院事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
- ( 2 ) 令和 元年度 債務負担行為に関する調書・・・・・・・・・・・・・・・・ (2)

### 参 考 資 料

- ①令和 元年度 日南町病院事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (3)

## 1 (病院事業会計)

## 令和元年度日南町病院事業会計予算実施計画

## &lt; 収益的収入及び支出 &gt;

## 収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業収益			1,159,518	2,100	1,161,618
	1. 医業収益		676,076	2,100	678,176
		1. 入院収益	391,194	2,100	393,294

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業費用			1,159,518	2,100	1,161,618
	1. 医業費用		1,145,416	2,100	1,147,516
		3. 経費	174,849	2,100	176,949

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込み）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	病院事業収益（一般財源）
経営コンサルタント委託料	千円 3,900	-	千円 -	令和2年度	千円 3,900	千円 3,900

## 3 (病院事業会計)

(参考資料①)

令和 元年度 日南町病院事業会計予算の見積書  
＜収益的収入及び支出＞

## 収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業収益	1,159,518	2,100	1,161,618			
※医業（介護含）収益	820,998	2,100	823,098			
1. 医業収益	676,076	2,100	678,176			
1. 入院収益	391,194	2,100	393,294			
				入院収益	2,100	実績増

## 支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業費用	1,159,518	2,100	1,161,618			
1. 医業費用	1,145,416	2,100	1,147,516			
3. 経費	174,849	2,100	176,949			
				委託料	2,100	経営コンサルタント委託料

## 令和元年12月 日南町議会定例会

### 補正予算説明附属資料

一	般	会	計					
	総	務	課	・・・	1			
	企	画	課	・・・	3			
	住	民	課	・・・	4			
	福	祉	保	健	課	・・・	4	
	保	育	園	・・・	6			
	農	林	課	・・・	7			
	建	設	課	・・・	8			
	教	育	課	・・・	11			
	国	保	特	会	・・・	12		
	介	護	保	険	特	会	・・・	14
	介	護	サ-ビ`	入	特	会	・・・	15
	簡	易	水	道	会	計	・・・	16
	下	水	道	会	計	・・・	17	
	日	南	病	院	会	計	・・・	20



## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考															
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																
1001 一般管理事務	補正前の額	265,754	0	500	802	264,452																
	補正額	18,000	0	0	0	18,000																
	補正後の額	283,754	0	500	802	282,452																
<p>○ 事業説明 人事異動及び給料改定による職員給料・手当に加えて、コピー機使用料が不足する見込みであるため必要額の補正を行う。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">給料</td> <td style="width: 60%;">一般職給 (6,500千円)</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">6,500 千円</td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td>期末手当 (1,600千円) 勤勉手当 (1,900千円)</td> <td style="text-align: right;">3,500 千円</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>共済組合負担金 (1,400千円) 社会保険料 (嘱託・臨時職員 700千円)</td> <td style="text-align: right;">2,100 千円</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>嘱託職員賃金 (5,600千円)</td> <td style="text-align: right;">5,600 千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>コピー機使用料 (300千円)</td> <td style="text-align: right;">300 千円</td> </tr> </table>								給料	一般職給 (6,500千円)	6,500 千円	職員手当等	期末手当 (1,600千円) 勤勉手当 (1,900千円)	3,500 千円	共済費	共済組合負担金 (1,400千円) 社会保険料 (嘱託・臨時職員 700千円)	2,100 千円	賃金	嘱託職員賃金 (5,600千円)	5,600 千円	使用料及び賃借料	コピー機使用料 (300千円)	300 千円
給料	一般職給 (6,500千円)	6,500 千円																				
職員手当等	期末手当 (1,600千円) 勤勉手当 (1,900千円)	3,500 千円																				
共済費	共済組合負担金 (1,400千円) 社会保険料 (嘱託・臨時職員 700千円)	2,100 千円																				
賃金	嘱託職員賃金 (5,600千円)	5,600 千円																				
使用料及び賃借料	コピー機使用料 (300千円)	300 千円																				

02 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源				
1002 職員健康福利 厚生事業	補正前の額	3,390	0	0	60	3,330				
	補正額	△ 1,000	0	0	0	△ 1,000				
	補正後の額	2,390	0	0	60	2,330				
<p>○ 事業説明 事業見直しにより報償費が余剰となるため減額補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報償費</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">△ 1,000 千円</td> </tr> </table>								報償費		△ 1,000 千円
報償費		△ 1,000 千円								

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

総務課

03 目 財政管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1006 財政管理事務	補正前の額	71	0	0	0	71	
	補正額	4,795	0	0	0	4,795	
	補正後の額	4,866	0	0	0	4,866	
<p>○ 事業説明 平成30年度にふるさと納税いただいた寄附を、国際交流基金及びこどもゆめ基金へ積み立てる。</p> <p>○ 執行経費 積立金 国際交流基金 (2,285千円) 4,795 千円 こどもゆめ基金 (2,510千円)</p>							

02 款 総務費

01 項 総務管理費

総務課

05 目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1007 町有財産整備管理事務	補正前の額	21,781	0	0	1,661	20,120	
	補正額	3,000	0	0	0	3,000	
	補正後の額	24,781	0	0	1,661	23,120	
<p>○ 事業説明 町有財産の老朽化により、緊急修繕が多数発生している。 今後、厳寒降雪時期を迎え、更に修繕の恐れがあるため増額補正し対応する。</p> <p>○ 執行経費 需用費 (建物設備等修繕料) 3,000 千円 ※当初予算計上分 全課緊急対応分 5,000千円</p>							

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

02 款 総 務 費

01 項 総務管理費

08 目 電子計算費

企 画 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考															
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																
1019 電算管理運営事務	補正前の額	93,597	1,975	2,300	241	89,081																
	補 正 額	3,926	0	0	0	3,926																
	補正後の額	97,523	1,975	2,300	241	93,007																
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課に配置しているプリンターのトナー購入費及びリース分の利用料について不足が生じたため増額を行う。</li> <li>・本年度進めているWindows7のサポート終了に伴うOS更改業務において、アップデートでは適応できない端末が確認されたことによる機器等の追加と、Windows100Siに対応するLGWANの地方公共団体管理者認証用ICカード関連ソフトウェアの更新にかかる委託料の増額を行う。</li> <li>・令和2年4月1日の地方自治法施行規則の改正（「7節 賃金」の削除）に伴う総合行政システムの改修を行う。</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">需用費</td> <td style="width: 60%;">プリンタトナー購入</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">223 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LGWAN認証用ICカード関連ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">20 千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>日南町端末OS更改業務</td> <td style="text-align: right;">2,994 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財務会計システム改修(会計年度任用職員制度新設による)</td> <td style="text-align: right;">539 千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>プリンター利用料</td> <td style="text-align: right;">150 千円</td> </tr> </table>								需用費	プリンタトナー購入	223 千円		LGWAN認証用ICカード関連ソフトウェア	20 千円	委託料	日南町端末OS更改業務	2,994 千円		財務会計システム改修(会計年度任用職員制度新設による)	539 千円	使用料及び賃借料	プリンター利用料	150 千円
需用費	プリンタトナー購入	223 千円																				
	LGWAN認証用ICカード関連ソフトウェア	20 千円																				
委託料	日南町端末OS更改業務	2,994 千円																				
	財務会計システム改修(会計年度任用職員制度新設による)	539 千円																				
使用料及び賃借料	プリンター利用料	150 千円																				

07 款 商 工 費

01 項 商 工 費

01 目 商工総務費

企 画 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源							
1417 企業支援対策事業	補正前の額	17,623	0	12,500	0	5,123							
	補 正 額	451	0	0	0	451							
	補正後の額	18,074	0	12,500	0	5,574							
<p>○ 事業説明</p> <p>本年度10周年を迎えた日本通運(株)共生の森活動の一環として、令和2年2月に本社にて日南町特産品フェアを開催することとなった。その際必要となる物品配送料と旅費を計上する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">旅費</td> <td style="width: 60%;">8名分 (51,960円×8名分=415,680円)</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">416 千円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>荷物配送料 (15個=34,350円)</td> <td style="text-align: right;">35 千円</td> </tr> </table>								旅費	8名分 (51,960円×8名分=415,680円)	416 千円	役務費	荷物配送料 (15個=34,350円)	35 千円
旅費	8名分 (51,960円×8名分=415,680円)	416 千円											
役務費	荷物配送料 (15個=34,350円)	35 千円											

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

### 02 款 総務費

#### 02項 徴税費

##### 01 目 徴税総務費

住民課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考												
			国県支出金	地方債	その他	一般財源													
1053 税務総務一般管理費	補正前の額	33,150	6,050	0	0	27,100													
	補正額	1,338	0	0	0	1,338													
	補正後の額	34,488	6,050	0	0	28,438													
<p>○ 事業説明 人事異動及び給料改定による職員給料の増額。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">給料</td> <td style="width: 45%;">一般職給</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">1,048 千円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td></td> <td style="text-align: right;">200 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">90 千円</td> <td></td> </tr> </table>								給料	一般職給	1,048 千円		職員手当等		200 千円		共済費		90 千円	
給料	一般職給	1,048 千円																	
職員手当等		200 千円																	
共済費		90 千円																	

### 03 款 民生費

#### 01 項 社会福祉費

##### 01 目 社会福祉総務費

福祉保健課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考												
			国県支出金	地方債	その他	一般財源													
1270 民生一般管理事務	補正前の額	53,345	10,715	0	24,240	18,390													
	補正額	△ 4,894	0	0	0	△ 4,894													
	補正後の額	48,451	10,715	0	24,240	13,496													
<p>○ 事業説明 人事異動及び年度中途育休等により、給与及び共済費を減額する。 旧虹の郷有料老人ホーム開設に伴うNHK受信料を補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">給料</td> <td style="width: 45%;">一般職給</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">△ 3,500 千円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 1,400 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">6 千円</td> <td></td> </tr> </table>								給料	一般職給	△ 3,500 千円		共済費		△ 1,400 千円		使用料及び賃借料		6 千円	
給料	一般職給	△ 3,500 千円																	
共済費		△ 1,400 千円																	
使用料及び賃借料		6 千円																	

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

### 03 款 民 生 費

#### 01 項 社会福祉費

福祉保健課

#### 01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1356 障がい者自立支援 制度運営事業	補正前の額	181,303	135,456	0	0	45,847	
	補 正 額	2,775	0	0	0	2,775	
	補正後の額	184,078	135,456	0	0	48,622	
<p>○ 事業説明 平成30年度実績の確定により、国庫負担金・補助金の返還を行う。</p> <p>【国庫分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 <span style="float: right;">1,410 千円</span></li> <li>・ 障害児入所給付費等国庫負担金返還金 <span style="float: right;">55 千円</span></li> <li>・ 障害者医療費国庫負担金返還金 <span style="float: right;">577 千円</span></li> </ul> <p>【県費分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援給付費県負担金返還金 <span style="float: right;">705 千円</span></li> <li>・ 障害児通所給付費等負担金返還金 <span style="float: right;">28 千円</span></li> </ul> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 <span style="float: right;">2,775 千円</span></p>							

### 03 款 民 生 費

#### 01 項 社会福祉費

福祉保健課

#### 03 目 老人福祉費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1280 老人福祉施設 入所措置事業	補正前の額	13,980	0	0	3,061	10,919	
	補 正 額	1,370	0	0	0	1,370	
	補正後の額	15,350	0	0	3,061	12,289	
<p>○ 事業説明 養護老人ホームの入所者増により、入所措置にかかる年間委託料を増額する。 (皆生エスポワール 5人→6人)</p> <p>○ 執行経費 委託料 <span style="float: right;">1,370 千円</span></p>							

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

### 03 款 民 生 費

#### 03 項 生活保護費

福祉保健課

#### 01 目 生活保護総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源					
1506 生活保護総務費	補正前の額	22,630	1,610	0	0	21,020					
	補正額	15,922	0	0	0	15,922					
	補正後の額	38,552	1,610	0	0	36,942					
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与改定により、職員手当を増額する。</li> <li>・ 平成30年度生活扶助費等国庫負担金の確定により、返還を行う。(10,031千円)</li> <li>・ 平成30年度医療扶助費等国庫負担金確定により、返還を行う。(5,706千円)</li> <li>・ 平成30年度介護扶助費等国庫負担金確定により、返還を行う。(25千円)</li> <li>・ 平成30年度生活保護適正化等事業国庫補助金確定により、返還を行う。(87千円)</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">職員手当等</td> <td style="text-align: right;">73 千円</td> </tr> <tr> <td>償還金利子及び割引料</td> <td style="text-align: right;">15,849 千円</td> </tr> </table>								職員手当等	73 千円	償還金利子及び割引料	15,849 千円
職員手当等	73 千円										
償還金利子及び割引料	15,849 千円										

### 03 款 民 生 費

#### 02 項 児童福祉費

保 育 園

#### 02 目 保育園費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考															
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																
1104 保育園管理運営事務	補正前の額	169,454	11,121	6,000	2,304	150,029																
	補正額	△ 4,735	0	0	0	△ 4,735																
	補正後の額	164,719	11,121	6,000	2,304	145,294																
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事異動（退職者及び年度中途育休等）による給与及び共済費、または賃金の精査による減額。</li> <li>・ 保育士の県外視察研修により保育の向上を目指すため旅費を補正する。(2泊4人分)</li> <li>・ 卒園旅行にかかるバス借上料が必要となるため補正する。 (町バスを利用予定であったが、座席数が不足することが判明)</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与</td> <td style="width: 10%;">一般職給</td> <td style="text-align: right;">△ 4,630 千円</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 105 千円</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>その他賃金</td> <td style="text-align: right;">△ 393 千円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">305 千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">88 千円</td> </tr> </table>								給与	一般職給	△ 4,630 千円	共済費		△ 105 千円	賃金	その他賃金	△ 393 千円	旅費		305 千円	使用料及び賃借料		88 千円
給与	一般職給	△ 4,630 千円																				
共済費		△ 105 千円																				
賃金	その他賃金	△ 393 千円																				
旅費		305 千円																				
使用料及び賃借料		88 千円																				

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

02 目 農業総務費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考									
			国県支出金	地方債	その他	一般財源										
1140 農業後継者育成対策事業	補正前の額	50,757	15,712	0	1,200	33,845										
	補正額	△ 6,600	0	0	△ 620	△ 5,980										
	補正後の額	44,157	15,712	0	580	27,865										
<p>○ 事業説明 農業研修生の採用実績に伴い、不用額を減額する。（予算枠5名に対し、実績は2名）</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">共済費</td> <td style="width: 60%;">農業研修生の社会保険料等の減額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">△ 1,200 千円</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>農業研修生の賃金の減額</td> <td style="text-align: right;">△ 5,400 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">諸収入</td> <td style="width: 60%;">農業研修生研修費負担金</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">△ 620 千円</td> </tr> </table>								共済費	農業研修生の社会保険料等の減額	△ 1,200 千円	賃金	農業研修生の賃金の減額	△ 5,400 千円	諸収入	農業研修生研修費負担金	△ 620 千円
共済費	農業研修生の社会保険料等の減額	△ 1,200 千円														
賃金	農業研修生の賃金の減額	△ 5,400 千円														
諸収入	農業研修生研修費負担金	△ 620 千円														

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考												
			国県支出金	地方債	その他	一般財源													
1516 鳥獣被害対策事業	補正前の額	20,413	12,187	0	654	7,572													
	補正額	1,320	650	0	0	670													
	補正後の額	21,733	12,837	0	654	8,242													
<p>○ 事業説明 イノシシ及び小動物について当初捕獲見込み頭数（イノシシ400頭・小動物100頭）に対し、捕獲実績見込み頭数が増加（イノシシ530頭・小動物110頭）したため、捕獲奨励金の増額分を補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">報償費</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">1,320 千円</td> </tr> <tr> <td>・イノシシ（獵期外）</td> <td>130頭×10,000円（県補助：1/2）</td> <td style="text-align: right;">1,300 千円</td> </tr> <tr> <td>・小動物全般</td> <td>10頭×2,000円</td> <td style="text-align: right;">20 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">県支出金</td> <td style="width: 60%;">有害鳥獣対策事業費補助金（1/2）</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">650 千円</td> </tr> </table>								報償費		1,320 千円	・イノシシ（獵期外）	130頭×10,000円（県補助：1/2）	1,300 千円	・小動物全般	10頭×2,000円	20 千円	県支出金	有害鳥獣対策事業費補助金（1/2）	650 千円
報償費		1,320 千円																	
・イノシシ（獵期外）	130頭×10,000円（県補助：1/2）	1,300 千円																	
・小動物全般	10頭×2,000円	20 千円																	
県支出金	有害鳥獣対策事業費補助金（1/2）	650 千円																	

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

05 目 農地費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1110 農用地総合整備事業	補正前の額	14,625	14,479	0	0	146	
	補正額	1,190	1,190	0	0	0	
	補正後の額	15,815	15,669	0	0	146	
<p>○ 事業説明 県営基盤整備事業換地計画関係業務の実施見込みによる増額補正。</p> <p>○ 執行経費 委託料 県営基盤整備事業換地計画関係業務 1,190 千円</p> <p>○ 財源 県支出金（県営基盤整備事業委託金） 1,190 千円</p>							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

05 目 農地費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1113 農道等維持管理事業	補正前の額	8,870	1,500	0	0	7,370	
	補正額	4,002	0	0	0	4,002	
	補正後の額	12,872	1,500	0	0	11,372	
<p>○ 事業説明 農道維持工事の実施見込により増額補正を行う。</p> <p>○ 執行経費 工事請負費 農道維持工事 4,000 千円 実施見込額9,000千円-既計上額5,000千円</p> <p>負担金補助及び交付金 農道台帳賦課金 2 千円</p>							



## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

03 目 林道費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考																											
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																												
1187 治山事業	補正前の額	61,100	24,440	0	2,000	34,660																												
	補正額	△ 10,300	△ 9,040	0	△ 1,200	△ 60																												
	補正後の額	50,800	15,400	0	800	34,600																												
<p>○ 事業説明 単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の割当及び実施精査による減額補正。 実施予定箇所 N=2地区（神福地区・福寿実地区）</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">工事請負費</td> <td style="width: 60%;">実施見込額45,000千円-既計上額53,900千円</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">△ 8,900 千円</td> </tr> <tr> <td>公有財産購入費</td> <td>実施見込額300千円-既計上額2,320千円</td> <td style="text-align: right;">△ 2,020 千円</td> </tr> <tr> <td>補償費</td> <td>実施見込額1,500千円-既計上額880千円</td> <td style="text-align: right;">620 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="3">県支出金</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 9,040 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 40px;">割当額15,400千円-既計上額24,440千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">分担金</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">単県小規模急傾斜地崩壊対策事業地元負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 1,200 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 40px;">負担金400千円/戸×2戸=800千円-既計上額2,000千円</td> </tr> </table>								工事請負費	実施見込額45,000千円-既計上額53,900千円	△ 8,900 千円	公有財産購入費	実施見込額300千円-既計上額2,320千円	△ 2,020 千円	補償費	実施見込額1,500千円-既計上額880千円	620 千円	県支出金			単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金		△ 9,040 千円	割当額15,400千円-既計上額24,440千円			分担金			単県小規模急傾斜地崩壊対策事業地元負担金		△ 1,200 千円	負担金400千円/戸×2戸=800千円-既計上額2,000千円		
工事請負費	実施見込額45,000千円-既計上額53,900千円	△ 8,900 千円																																
公有財産購入費	実施見込額300千円-既計上額2,320千円	△ 2,020 千円																																
補償費	実施見込額1,500千円-既計上額880千円	620 千円																																
県支出金																																		
単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金		△ 9,040 千円																																
割当額15,400千円-既計上額24,440千円																																		
分担金																																		
単県小規模急傾斜地崩壊対策事業地元負担金		△ 1,200 千円																																
負担金400千円/戸×2戸=800千円-既計上額2,000千円																																		

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

03 目 林道費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考												
			国県支出金	地方債	その他	一般財源													
1458 林道新設改良事業	補正前の額	143,663	76,508	65,700	0	1,455													
	補正額	5,046	0	5,000	0	46													
	補正後の額	148,709	76,508	70,700	0	1,501													
<p>○ 事業説明 交付金事業の交付決定による増額補正。 林道内方線の軟弱地盤対策の検討に係る測量設計費の追加</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">職員手当等</td> <td style="width: 60%;">実施見込額1,815千円-既計上額1,769千円</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">46 千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>林道内方線 軟弱地盤対策</td> <td style="text-align: right;">5,000 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="3">過疎対策事業債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">実施見込額70,700千円-既計上額65,700千円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">5,000 千円</td> </tr> </table>								職員手当等	実施見込額1,815千円-既計上額1,769千円	46 千円	委託料	林道内方線 軟弱地盤対策	5,000 千円	過疎対策事業債			実施見込額70,700千円-既計上額65,700千円		5,000 千円
職員手当等	実施見込額1,815千円-既計上額1,769千円	46 千円																	
委託料	林道内方線 軟弱地盤対策	5,000 千円																	
過疎対策事業債																			
実施見込額70,700千円-既計上額65,700千円		5,000 千円																	

# 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

08 款 土 木 費

02 項 道路橋梁費

02 目 道路維持費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1118 道路維持管理事業	補正前の額	294,560	148,688	51,900	1,500	92,472	
	補正額	18,281	3,519	0	0	14,762	
	補正後の額	312,841	152,207	51,900	1,500	107,234	
<p>○ 事業説明 社会資本整備総合交付金（防災・安全）の交付決定及び事業実施精査による補正。 除雪車輛の整備及び消耗品（スノーチェーン、エッジ等）に係る不足見込額の増額。</p> <p>○ 執行経費</p> <p style="margin-left: 20px;">【道路維持費】 0千円</p> <p style="margin-left: 40px;">委託料 実施見込額132,456千円-既計上額133,540千円 <span style="float: right;">△ 1,084千円</span></p> <p style="margin-left: 80px;">・ 町道伐採作業委託（三國山線・佐木谷虫尾線） 実施見込額857千円-既計上額500千円</p> <p style="margin-left: 80px;">・ 法面对策事業用地測量（佐木谷虫尾線） 実施見込額4,019千円-既計上額5,000千円</p> <p style="margin-left: 80px;">・ トコ定期点検及び長寿命化計画策定業務（三國山・若杉） 実施見込額7,040千円-既計上額7,500千円</p> <p style="margin-left: 40px;">工事請負費 実施見込額130,215千円-既計上額107,715千円 <span style="float: right;">22,500千円</span></p> <p style="margin-left: 80px;">・ 法面对策工事（佐木谷虫尾線・奥粟谷線） 実施見込額56,000千円-既計上額30,000千円</p> <p style="margin-left: 80px;">・ 舗装修繕工事（鉄穴内線） 実施見込額11,500千円-既計上額35,000千円</p> <p style="margin-left: 80px;">・ 町道維持工事 実施見込額40,000千円-既計上額20,000千円</p> <p style="margin-left: 40px;">【除雪費】 △3,135千円</p> <p style="margin-left: 40px;">需用費 修繕料 525千円、消耗品 1,500千円 <span style="float: right;">2,025千円</span></p> <p style="margin-left: 80px;">・ 車検整備・修繕等 実績額10,525千円-既計上額10,000千円</p> <p style="margin-left: 80px;">・ 消耗品（スノーチェーン、エッジ等）購入 実施見込額8,000千円-既計上額6,500千円</p> <p style="margin-left: 40px;">備品購入費 実績額11,340千円-既計上額16,500千円 <span style="float: right;">△5,160千円</span></p> <p style="margin-left: 80px;">・ 除雪機械（8tドザ）購入の実績による</p> <p>○ 財源</p> <p style="margin-left: 20px;">国支出金</p> <p style="margin-left: 40px;">社会資本整備総合交付金（防災・安全） <span style="float: right;">3,519千円</span></p> <p style="margin-left: 80px;">交付決定額46,829千円-既計上額43,310千円</p>							

## 令和元年度一般会計補正予算（第6号）説明資料

10 款 教 育 費

05 項 社会教育費

01 目 社会教育総務費

教 育 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1242 生涯教育総合 推進事業	補正前の額	24,063	0	3,700	0	20,363	
	補正額	945	0	0	0	945	
	補正後の額	25,008	0	3,700	0	21,308	

○ 事業説明

原稿の校正作業が遅れている「続日南町史」について、原稿の内容を集中して内部校正するための編集委員会の開催にかかる報酬の増額補正を行う。

○ 執行経費

報酬

行政編編集委員会開催 3,500円×10人×24日 (840千円)

945 千円

地域編編集委員会開催 3,500円×10人×3日 (105千円)

## 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

01 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

住民課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1071 国保事業一般 管理事務	補正前の額	17,728	1,036	0	2,928	13,764	
	補正額	1,320	1,320	0	0	0	
	補正後の額	19,048	2,356	0	2,928	13,764	

○ 事業説明

- ・ 国保オンライン資格確認化に伴う法改正対応によるシステム改修委託料を増額する。
- ・ 外国人在留資格等の連携項目追加に係る改修業務委託料を増額する。

○ 執行経費

委託料 1,320 千円

- ・ 国保オンライン資格化に伴う法改正対応によるシステム改修委託料 (1,089千円)
- ・ 外国人在留資格等の連携項目追加に係る改修業務委託料 (231千円)

○ 財源

社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,089 千円

国民健康保険制度関係業務事業費補助金 231 千円

02 款 保険給付費

01 項 療養諸費

02 目 退職被保険者等療養給付費

住民課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1077 保険給付事業	補正前の額	1,200	1,200	0	0	0	
	補正額	2,343	2,343	0	0	0	
	補正後の額	3,543	3,543	0	0	0	

○ 事業説明

退職振替見込分の増に伴う増額を行う。

○ 執行経費

負担金補助及び交付金 2,343 千円

○ 財源

普通調整交付金(国) 2,343 千円

## 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

02 項 高額療養費

住民課

01 目 一般被保険者高額療養費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1081 保険給付事業	補正前の額	60,700	60,700	0	0	0	
	補正額	6,000	6,000	0	0	0	
	補正後の額	66,700	66,700	0	0	0	
<p>○ 事業説明 一般被保険者分高額療養費の見込額増による増額を行う。</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">6,000 千円</span></p> <p>○ 財 源 普通調整交付金(国) <span style="float: right;">6,000 千円</span></p>							

## 令和元年度介護保険特別会計補正予算（第2号）説明資料

05 款 地域支援事業費

01 項 介護予防・生活支援サービス事業費

福祉保健課

02 目 介護予防ケアマネジメント事業費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1445 介護予防ケアマネジメント事業	補正前の額	14,899	4,633	0	6,139	4,127	
	補正額	59	0	0	0	59	
	補正後の額	14,958	4,633	0	6,139	4,186	

○ 事業説明

- ・ 給与改定による職員手当等の増額。
- ・ 利用者の減少により委託料を減額する。
- ・ 本町が保険者である住所地特例の被保険者の介護予防ケアマネジメントは居住する自治体の地域包括支援センターが実施する。介護予防ケアマネジメント費用は年度末に国保連に保険者が負担する。令和元年度は3名の被保険者の費用負担が見込まれる。

○ 執行経費

職員手当等	59 千円
委託料	△100 千円
負担金補助及び交付金	100 千円

# 令和元年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）説明資料

## 02 款 サービス事業費

### 01 項 居宅介護事業費

福祉保健課

#### 01 目 居宅介護事業費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1407 居宅介護事業	補正前の額	29,217	0	22,100	576	6,541	
	補正額	0	0	0	0	0	
	補正後の額	29,217	0	22,100	576	6,541	

○ 事業説明

建築基準法改正に伴うあかねの郷防火設備定期調査委託業務が必要となるため、  
需用費との組み替えを行う。

○ 執行経費

需用費（建設設備等修繕料）

△ 121 千円

委託料

121 千円

# 令和元年度日南町簡易水道事業会計(収益的収支)補正予算(第2号)説明資料

## 1 款 簡易水道事業費用

### 1 項 営業費用

建設課

#### 1 目 原水及び浄水費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
簡易水道事業 (原水及び浄水費)	補正前の額	12,475	0	0	0	12,475	
	補正額	2,613	0	0	0	2,613	
	補正後の額	15,088	0	0	0	15,088	
<p>○ 事業説明 水道施設にかかる修繕費の増額</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下石見地区簡易水道取水ポンプ修繕 800 千円</li> <li>・多里地区簡易水道浄水濁度計修繕 313 千円</li> <li>・計器機器等修繕(緊急対応予備費) 1,500 千円</li> </ul> <p>○ 執行経費 修繕費 2,613 千円</p>							

## 1 款 簡易水道事業費用

### 1 項 営業費用

建設課

#### 2 目 配水及び給水費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
簡易水道事業 (配水及び給水費)	補正前の額	1,784	0	0	0	1,784	
	補正額	1,678	0	0	0	1,678	
	補正後の額	3,462	0	0	0	3,462	
<p>○ 事業説明 配水管等にかかる修繕費用の増額</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水管水圧不足による給水管布設工事 178 千円</li> <li>・配水管修繕費(緊急対応予備費) 1,500 千円</li> </ul> <p>○ 執行経費 修繕費 1,678 千円</p>							



# 令和元年度日南町簡易水道事業会計(収益的収支)補正予算(第2号)説明資料

## 1 款 簡易水道事業費用

### 1 項 営業費用

#### 3 目 総係費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
簡易水道事業 (総係費)	補正前の額	26,199	0	0	0	26,199	
	補正額	318	0	0	0	318	
	補正後の額	26,517	0	0	0	26,517	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与改定に伴う人件費の増額</li> <li>・ 検針票(水道料金のおしらせ)の印刷代</li> <li>・ 新規遠方監視装置の通信初期費用等</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <p>人件費(給料・手当・退職手当組合負担金) 36千円</p> <p>印刷製本費 19千円</p> <p>通信運搬費 263千円</p>							

## 1 款 資本的支出

### 1 項 建設改良費

#### 3 目 水道改良事業費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
水道改良事業費	補正前の額	1,396	0	0	1,270	126	
	補正額	5,622	0	0	4,437	1,185	
	補正後の額	7,018	0	0	5,707	1,311	
<p>○ 事業説明</p> <p>深谷川小規模砂防工事(三栄地区)に伴う配水管支障移転工事にかかる設計委託料の増額及び工事請負費(皆増)</p> <p>○ 執行経費</p> <p>設計委託料 234千円</p> <p>工事請負費 5,388千円</p> <p>○ 財源</p> <p>工事費負担金(県移転補償費) 4,437千円</p>							

## 令和元年度日南町下水道事業会計(収益的収支)補正予算(第2号)説明資料

### 1 款 下水道事業費用

#### 1 項 営業費用

建設課

#### 1 目 ポンプ場費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業 (ポンプ場費)	補正前の額	5,340	0	0	0	5,340	
	補正額	△ 108	0	0	0	△ 108	
	補正後の額	5,232	0	0	0	5,232	
<p>○ 事業説明 通信運搬費の精査による減額(処理場費へ振替)</p> <p>○ 執行経費 通信運搬費 <span style="float: right;">△ 108 千円</span></p>							

### 1 款 下水道事業費用

#### 1 項 営業費用

建設課

#### 2 目 処理場費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業 (処理場費)	補正前の額	57,994	0	0	0	57,994	
	補正額	108	0	0	0	108	
	補正後の額	58,102	0	0	0	58,102	
<p>○ 事業説明 通信運搬費の精査による増額</p> <p>○ 執行経費 通信運搬費 <span style="float: right;">108 千円</span></p>							

### 1 款 下水道事業費用

#### 1 項 営業費用

建設課

#### 3 目 総係費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業 (総係費)	補正前の額	18,448	0	0	0	18,448	
	補正額	28	0	0	0	28	
	補正後の額	18,476	0	0	0	18,476	
<p>○ 事業説明 給与改定に伴う人件費の増額</p> <p>○ 執行経費 人件費(手当) <span style="float: right;">28 千円</span></p>							

## 令和元年度日南町下水道事業会計(資本的収支)補正予算(第2号)説明資料

### 1 款 資本的支出

#### 1 項 建設改良費

建設課

#### 1 目 管路建設改良費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業 (建設改良)	補正前の額	12,178	0	0	0	12,178	
	補正額	2,511	0	0	2,043	468	
	補正後の額	14,689	0	0	2,043	12,646	
<p>○ 事業説明 深谷川小規模砂防工事（三栄地区）に伴う管路支障移転工事にかかる工事請負費（皆増）</p> <p>○ 執行経費 工事請負費 <span style="float: right;">2,511 千円</span></p> <p>○ 特定財源 <span style="margin-left: 20px;">県移転補償費</span> <span style="float: right;">2,043 千円</span> 工事費負担金（県移転補償費）</p>							

## 令和元年度日南町病院事業会計(収益的収支)補正予算(第2号)説明資料

02 款 病院事業費用

11 項 医業費用

03 目 経 費

日南病院

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院事業経費	補正前の額	174,849	0	0	0	174,849	
	補 正 額	2,100	0	0	0	2,100	
	補正後の額	176,949	0	0	0	176,949	

○ 事業説明

経営コンサルタントにかかる外部委託料を補正する。

○ 執行経費

委託料

2,100 千円

令和2年度中もコンサルタントを委託する予定であり債務負担行為として予算書に記載。